

令和5年度 地域活動応援事業 ～補助のご案内～



魅力ある地域づくりを目指して、但馬地域で活動する団体がネットワークを広げることなどにより地域の課題解決や活性化に向け主体的に取り組む活動に対して支援します。

受付期間

令和5年3月24日（金）から
令和5年4月13日（木）まで

本事業は令和5年度予算の成立が前提であり、補助事業の内容などに変更
があり得ることをあらかじめご了承ください。

兵庫県但馬県民局

補助の要件

(1) 対象団体（1つの団体が申請できるのは1事業です。）

次の2つの要件を全て満たす地域団体^{※1}

- ★但馬地域の団体で、但馬地域の中で活動を展開し、地域に根ざした活動をしている団体
- ★5人以上で構成され、規約や代表者を決めている団体

^{※1} 地域団体

自治会、婦人会、子育て支援団体、商工団体、農業団体、観光団体、NPO法人、実行委員会、各種団体等のネットワーク組織 等です。

※令和6年度から、過去に3回補助（助成）を受けた団体は補助対象外になります。

（令和5年度は経過措置として回数制限は設けません。）

(2) 対象事業

但馬地域ビジョン2050がめざす未来の姿「つながる、たからじま ～みんなで創る ワクワク但馬～」の実現に向け、地域団体が企画・実施する地域の課題解決や活性化に取り組む事業
下記地域像の実現に寄与する取り組みは全て対象となります。

【但馬地域ビジョン 2050 がめざす5つの地域像】

- ・世界に誇る魅力を継承し、世界に輝く新たな魅力を創造する地域
- ・垣根を越えた新たな人との交流・つながりを実現する地域
- ・多様性を認め合い、誰もが輝き夢の実現にチャレンジできる地域
- ・次代を担う若者や子どもたちがイキイキ育ち暮らす地域
- ・生活環境が充実した暮らしやすい地域

【対象となる事業例】

- ・豊かな自然や文化などの地域資源の再認識や発展につなげ次世代に継承する事業
- ・地域住民が身近に芸術文化に触れる機会を提供し芸術文化の魅力を発信する事業
- ・イベントなどを通じて地域内外における交流促進や協働による地域活性化、魅力あるまちづくりにつながる事業
- ・性別や年齢、障がいの有無、出身等の属性の違いを超えて誰もが参加できるモノづくり体験事業
- ・地域や分野を超えて他の団体と連携しながら実施する市町域や但馬全域で安全・安心の向上につながる事業 など

対象外事業

- × 営利目的、宗教・政治目的事業、公序良俗に反する事業
- × 従来から行われている恒例事業、昨年度までに補助を受けた同じ内容の事業
- × 地区の定例行事等単に団体の構成員のみが利益を享受する事業
- × 委託費や印刷費など外部発注経費が大半を占める事業
- × 兵庫県から他の補助金等を受けている事業や兵庫県の委託事業（県の外郭団体を含む）
- × 総事業費（補助対象経費と対象外経費の合計）が200万円を超える事業
- × その他趣旨に沿わない事業

補助の内容

(1) 補助金額〔総事業費が200万円以内の事業で、補助額は千円単位〕

30万円以内（対象経費の2/3以内）

※事業実績報告の決算額においても、対象経費の2/3の率が適用されます。

※新規設立団体（令和4年4月1日以降に設立）で、特に必要な場合は審査により3/3以内の補助が可能な場合があります。

○ 審査結果により不採択や補助金額の減額等もありますのでご了承ください。

○ 令和4年度実績：申込31団体⇒ 補助28団体

不採択3団体

(2) 補助対象事業の期間

採択決定後（令和5年5月下旬頃）～令和6年2月29日（木）の間に実施され、完了する事業
（主となる事業を3月に実施する場合のみ、令和6年3月14日（木）までとする。）

(3) 補助対象・対象外経費

補助対象経費	<p>事業に直接必要な経費とし、経費によっては上限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講師等謝金 (1人1日30,000円を上限とし、合計150,000円を上限とします。) ○講師等旅費(宿泊費も含め合計100,000円を上限とします。) ○印刷製本代、コピー代、広告費 ○車両借上げ料(視察のための車両借上げ料は除く。) (1台あたり50,000円を上限とし、合計100,000円を上限とします。) ○消耗品費 ○保険料(団体会員は除く) ○切手代・送料 ○会場費 ○会場設営など専門業者に委託して行う場合の代金 ○機器、物品等のレンタル費用 ○その他、審査で認めた経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ●工事請負費 ●備品購入費 ●飲食費 ●イベント等の食材費 ●賞品、景品、記念品代 ●団体会員人件費・活動旅費・保険料・活動資材 ●視察のための車両借上げ料 ●団体の日常的な活動経費 ●領収書のない経費 ●事業に直接関係のない経費

申込方法

指定の様式に必要な事項を記入し、但馬県民局地域政策室協働推進課まで事前に連絡の上、ご持参ください。持参できない場合は事前にご相談ください。

- ・ 締め切り間際は大変混み合いますので、必ず事前に持参日を連絡のうえお越しください。
- ・ 申込内容について、電話・メール等にて問合せをさせていただくことがあります。
- ・ **受付期間前でも申請についてのご相談は受け付けております。**

(1) 受付期間 **令和5年3月24日(金)から4月13日(木) 17時 必着**

(2) その他 様式データは3月17日以降に但馬県民局HPからダウンロードできます
 URL⇒ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/2023chikikatsudou.html>
 また、各市町本庁舎・支所、コミュニティ施設等にも配付しています。

審査

- (1) 10万円を超える補助金を申請する場合
 書類審査及び企画提案会を経て、採択団体及び補助予定額を決定します。
 ※企画提案会への出席が必須。出席できない団体は不採択となります。
- (2) 10万円以下の補助金を申請する場合
 書類審査のみで採択団体及び補助予定額を決定します。(企画提案会への参加は不要)
- (3) 主な審査の視点
 - ・ 他のグループ・団体・NPO 法人や企業などとネットワークを広げることなどを通じて、地域の課題解決や活性化が図れる事業か
 - ・ 地域内外における交流促進や地域の魅力を発信する事業か
 - ・ 継続的な実施を視野に入れ、自己資金の確保など創意工夫がある事業か

採択後の流れ

(1) 補助金交付申請

採択された事業については、審査結果の通知が届き次第、「地域躍動推進事業補助金交付申請書」を提出していただきます。

(2) 事業実施

(3) 実績報告書の提出

事業完了後30日以内に実績報告書を提出してください。領収書、事業の様子が分かる写真等の添付が必要です。

- ・領収書の無い経費は認めることができませんので、領収書は大切に保管してください。
- ・実績報告書の内容を県ホームページ等で紹介させていただくことがあります。

(4) 補助金の支払

実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

(5) 報告会への参加

地域活動に関わる様々な人達が集まり意見交換や事例発表等を行う「報告会」に参加し、事業を自ら振り返り自己分析するとともに、他団体と情報の共有を図っていただきます。

(開催予定：令和6年2～3月頃)

その他

(1) 補助を受けて事業を実施する場合、チラシやポスターに補助金を活用している旨を記載ください。

(2) 採択団体においては、「但馬地域ビジョン推進チーム」として参画いただき、ビジョンの推進に向けてご協力をお願いします。

但馬地域ビジョンHP URL⇒ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/tajimachiikivision.html>

全体の主なスケジュール

時 期	内 容
3月24日～4月13日	○…団体の手続き ◆…県民局の手続き
4月中旬～5月中旬	○「地域活動応援事業補助金申込書」を提出
5月中旬	◆書類審査
	○企画提案会 ※対象団体へは詳細をお知らせします。 ・10万円を超える補助金を申請し、書類審査を通過された団体が対象です。 ・1団体3分程度で事業内容のプレゼンテーションをしていただきます。 ※審査結果により不採択となる場合もあります
5月下旬～	◆補助事業の採否及び補助予定額の通知
	○「地域躍動推進事業補助金交付申請書」を提出
	◆補助金交付決定通知
補助金交付決定通知後～	○事業実施
事業完了後	○実績報告 ○補助金請求 ◆補助金支払
R6年2～3月	○◆報告会

【問い合わせ・申込書提出先】

但馬県民局 地域政策室 協働推進課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11 豊岡総合庁舎 1階

TEL 0796-26-3645 FAX 0796-23-1476

e-mail : tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp